

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの期間、57年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から55年9月まで
② 昭和56年1月から57年3月まで
③ 昭和57年7月及び同年8月
④ 昭和57年9月から59年11月まで

申立期間①、②及び③について、申立人は、これらの期間の国民年金保険料はその母がA市で加入手続をして納付してくれた。昭和55年10月から同年12月までの保険料は納付されているが、私は、54年9月頃から57年3月頃までB刑務所に服役中だったので、その保険料は母が納付してくれたものである。申立期間①、②及び③の未納期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間④の国民年金保険料は、私の母がC市（現在は、D市）で納付してくれた。申立期間④の未加入期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料はその母がA市で加入手続をして納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②及び③は保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録では、申立期間②の前後及び③の直前に当たる昭和55年10月から同年12月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間は納付済みである上、納付したとするその母が、15か月及び2か月とそれぞれ比較的短期間及び短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①及び④について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料はA市で、④の保険料はC市でその母が納付してくれたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり昭和57年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間④については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」では昭和57年9月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載されるとともに、A市の公印も押されており、これはオンライン記録と一致していることから、当該期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、上記のオンラインの氏名検索のほか、「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧（C市に係るもの）により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①は、128か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間①及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの期間、57年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私は、20歳になった昭和45年*月頃に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、父が経営していた工場に来る集金人に両親やその工場と一緒に勤務していた従業員の保険料と一緒に、現金を渡して納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月頃に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、父が経営していた工場に集金に来る集金人に現金を渡して納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から46年1月頃に払い出されたと推認され、このことから申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が、22か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び47年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで

私の国民年金の加入手続については、私が 20 歳になった昭和 42 年* 月頃に母がしてくれたと思う。国民年金保険料については、その加入時点から 46 年 5 月に結婚するまでの期間は母が納付し、結婚後は夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 42 年* 月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その加入時点から申立期間①を含む 46 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、その母が納付していたとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、申立期間①直後の昭和 43 年 4 月分より納付されている記録となっており、同年 4 月から 44 年 1 月までの期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 2 月以降に納付したものと考えられ、申立人の保険料納付を行っていたとするその母が、上述の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間①の保険料を納付した可能性は否定できず、12 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情も見当た

らない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 46 年 5 月に結婚し、それ以降はその夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしている。これについて、申立人の A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間②の各月の検認欄に「48. 1. 17」と納付日が記録されており、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の同名簿においても、同様の記録が確認できることから、申立期間②は、申立人の申述のとおり、夫と一緒に保険料が納付されたものと認められる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 62 年 12 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私の父が生前に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和 62 年 10 月から同年 12 月までは過年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間以降は納付済みであり、国民年金保険料を納付したとするその父は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの保険料は納付済みであるなど、納付意識が高かったと考えられ、その父が 3 か月と短期間である当該期間の保険料を遡って過年度納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和 58 年 9 月から 62 年 9 月までの期間について、申立人は、上記 1 と同様にその父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、平成元年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が所持している年金手帳は、昭和61年4月以降に使用されている年金手帳であり、申立人は当該年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けていないとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私は、会社を退職（昭和51年12月）した時に担当者から厚生年金保険の手帳を受け取り、その際に国民年金の説明を受けた。そのことから、国民年金に加入し、国民年金保険料は納めるものと自覚していた。特に生活に困った時期も無いので保険料の納付通知が来れば納めていたと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和56年1月から57年3月までの期間について、申立人は、国民年金保険料の納付通知が来ればその保険料を納付しているとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から53年7月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間は保険料を納付できた期間である。

また、申立人には、*及び*（昭和61年6月頃に払い出されたと推認される）の二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、オンライン記録によれば、前者の国民年金手帳記号番号で管理されていた申立期間直前の昭和53年7月から55年12月までの期間は、平成20年6月10日に後者の国民年金手帳記号番号に付番された基礎年金番号（*）に統合された記録となっており、かつ当該期間のうち55年4月から同年12月までの期間の記録については、オンライン記録では納付済みとなっているが、申立人が出生以降57年3月までに居住していたA市の国民年金被保険者名簿では未納になっているなど、行政機関側の

記録管理に齟齬^{そご}が見られる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者の資格喪失届出を行った記憶は無いとしているところ、オンライン記録では、資格喪失日が昭和 56 年 9 月 22 日となっているが、A市の国民年金被保険者名簿では被保険者の資格喪失日が記載されていないなど、行政機関側の記録が符合しておらず、オンライン記録のみ理由が不明のまま被保険者の資格喪失日が同年 9 月 22 日とされているのは不自然である上、国民年金保険料が一部未納になっている期間がある場合には、作成することになっている国民年金被保険者台帳（旧台帳）も見当たらない。

加えて、申立期間のうち昭和 56 年 1 月から B 市（現在は、C 市）に移動するまでの 57 年 3 月までの期間については、A 市から納付書が交付されたと推認され、国民年金保険料を納付した可能性は否定できない上、15 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間のうち昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人は、A 市から B 市に移動した 57 年 3 月頃は国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしており、当該期間の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が B 市に移動した際に国民年金への加入手続を行ったとすれば、その後の同じ B 市において昭和 61 年 6 月頃に新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるのは不自然であることから、申立人は、57 年 3 月頃以降は B 市において国民年金の加入手続はしなかったものと考えられ、B 市に移動した後の同年 4 月から 61 年 3 月までの期間は未加入期間と推認され、制度上当該期間の国民年金保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、当該申立期間中において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

私は平成4年5月頃に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料の督促状が数通届いた。夫から未納となっていた保険料を納付するよう強く言われたので、A市役所に行き、未納分の保険料を全部納付しようとしたが、過去の保険料は2年間しか遡って納付できないと言われたので、夫婦二人の過去2年間分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月頃にA市役所に行き、夫婦二人の保険料を2年間分遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年4月から平成4年3月までの期間の保険料が未納となっていること、同年4月から保険料を納付していることになっており、その時点において2年間遡って保険料を納付したとする申立人の申述は自然であると考えられる上、申立人が、24か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付することができなかったとする特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人が、一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の当該期間の納付記録は未納とされていたが、平成22年2月3日付で訂正され、当該申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間、59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和59年2月及び同年3月

私は国民年金の加入手続の際に付加年金にも加入し、銀行口座振替にするまでは、妻が夫婦二人分の保険料をA信用金庫（現在は、B信用金庫）C支店で納付していた。保険料を納めなかった記憶は無く、督促等の通知が送られて来たことは無い。申立期間の付加保険料を含めた保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際に付加年金にも加入したとしているところ、申立人の所持する年金手帳により昭和53年10月11日に国民年金の付加年金に加入していることが確認される上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年同月頃に払い出されたと推認され、申立期間は定額保険料及び付加保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、昭和53年10月に国民年金に加入してからは申立期間を除き定額保険料及び付加保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間①は6か月、②は2か月と短期間であり、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれた。国民年金保険料納付書には「納入済」のスタンプが押されているのに記録訂正がなされず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母が納付してくれたはずであるとしているところ、申立人が所持する国民年金保険料納付書の申立期間の領収印欄には「納入済」のスタンプが押されている。このことについて、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は昭和 46 年 10 月に A 市から B 市（現在は、C 市 D 区）に転居したことが確認できることから、申立人が B 市において同納付書により同年 10 月分から 47 年 3 月分までの保険料を一括で納付した際に、同市が前住所地での保険料納付状況を社会保険事務所(当時)に照会して当該「納入済」のスタンプを押印したものと推認される。

また、申立人は、申立期間を除いて未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられ、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月
② 平成 6 年 1 月
③ 平成 15 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、元夫が国民年金の加入手続を行い、納付してくれた。申立期間②については、元夫と離婚した時期で、私自身が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間③については、その後に再婚した前夫が別居中の私のところに保険料を取りに来て、私の代わりに保険料を納付してくれた。保険料の納付状況について精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その元夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立期間①と同時期の昭和 63 年 7 月から同年 8 月までの間に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は保険料を納付できた期間である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時期と推認される時期の申立期間①の国民年金保険料を納付していないのは不自然である上、1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、元夫と離婚した時期で申立人自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、オンライン記録では、申立期間②直前の平成 2 年 9 月から

5年12月までの国民年金第3号被保険者期間は20年2月1日に追加された記録となっており、また、申立期間②については、当時6年2月25日に国民年金被保険者の資格を取得した記録となっていたところ、20年2月1日に6年1月24日に国民年金被保険者の資格を取得した記録に訂正されている。このことは、申立期間②の前の昭和63年8月に申立人が厚生年金保険に加入したことにより国民年金被保険者の資格を喪失した以降は、国民年金は未加入であったものが、6年2月25日に国民年金被保険者の資格を再取得したものであり、それが、20年2月1日になって国民年金被保険者の資格を再取得すべき時点が6年1月24日であることが判明し、記録訂正されたものであり、申立期間②は、当該記録訂正が行われた20年2月1日までは未加入期間であったと推認されることから、申立期間②当時において申立期間②の保険料の納付書が発行されず、申立期間②の保険料は納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、前夫が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、その前夫の所在が不明で連絡が取れないとしていることから、その前夫から保険料の納付状況を聴取することは困難であり、申立人は保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月から基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までのうち申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年3月まで

私は、20歳になった昭和58年*月頃、父がA市役所において国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当時、学生だったため、お金が無く、父が家族の保険料と一緒に納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、60年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、58年4月から60年3月までの期間は、遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人には、申立期間以外、厚生年金保険の資格喪失時期における行政により発生した1か月の未納期間を除き未納は無く、申立人の家族（父母及び姉）それぞれの国民年金保険料は全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、家族のうち姉の保険料は、昭和51年6月に国民年金に加入した際に、同年1月からの保険料を遡って納付していることがオンライン記録で確認できることから、加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父が、申立人の申立期間のうち、58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、24か

月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和 58 年 3 月について、申立人は、その父が前記 1 と同様に国民年金保険料納付をしてくれたとしているが、当該期間の国民年金保険料を納付したとするその父は、既に他界しており、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前記 1 のとおり昭和 60 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 63 年 9 月まで

申立期間について、私は、昭和 62 年 7 月に A 市に転居するまで、国民年金保険料を納付していなかったため、A 市役所の職員から国民年金の加入を勧められ、その時に 2 年前に遡って 17 万円ほどの国民年金保険料を数回に分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月までの期間について、申立人は、A 市に転居した 62 年 7 月頃に A 市役所で国民年金保険料の納付を勧められ、2 年前に遡って 17 万円ほどの国民年金保険料を数回に分けて納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63 年 11 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、当該期間は現年度納付及び過年度納付により、保険料を遡って納付できた期間である。

また、申立人は 17 万円ほどの国民年金保険料を数回に分けて納付したとしているところ、当該期間の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの過年度納付に必要な保険料額は 13 万 1,400 円、同年 4 月から同年 9 月までの現年度納付に必要な保険料額は 4 万 6,200 円、合計で 17 万 7,600 円となり、申立人の申述する 17 万円とほぼ合致することから、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立人が 24 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を

納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 9 月までの期間についても、申立人は、上記 1 のとおり遡って国民年金保険料を数回に分けて納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり、昭和 63 年 11 月に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から同年8月まで
② 昭和48年12月から49年4月まで
③ 昭和51年5月から同年7月まで
④ 昭和52年7月から同年12月まで
⑤ 昭和58年7月から同年9月まで

申立期間①、②、③、④及び⑤について、私は、会社を退職した時は、次の仕事が決まるまでの期間は国民健康保険と国民年金に加入するものだと思います、退社した翌日又は翌々日にはA市役所（現在は、B市C区役所）に行き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。保険料の納付場所について、A市役所、市内金融機関及び郵便局で納付したが、特定できる明確な記憶は無い。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納となっていることに、申立期間⑤は未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、会社を退社した時は、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年6月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、当該期間は保険料を遡って納付できる期間である。

また、申立人は保険料をまとめて納付した記憶もあると申述していることから、申立期間④の国民年金保険料を納付した可能性は否定できない上、申立人が6か月と比較的短期間である申立期間④の国民年金保険

料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①、②、③及び⑤について、申立人は、上記1と同様に会社を退社した時は、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、B市C区役所によれば、申立期間①、②、③及び⑤の申立人の国民健康保険の加入記録は確認できず、申立人は国民年金保険料の納付場所についての明確な記憶が無いと申述しており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり、昭和54年6月頃に払い出されていると推認され、その時点では申立期間①、②及び③は時効により、保険料を納付できない期間であり、また、申立期間⑤はオンライン記録等にこの期間の資格取得日及び資格喪失日の記録が見当たらないことから未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①、②、③及び⑤について当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までのうち、申立期間④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年11月まで
② 平成7年4月

私は、時期は分からないがA市役所か同市の派出所で国民年金に加入した。数回保険料を納付した後、時期ははっきりしないが女性職員から電話があり、保険料をまとめて5万から6万円を納めた。その後、再度電話があり年金が支給されないとして20万円くらい納めた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はA市役所か同市の派出所で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年11月頃に払い出されたものと推認され、そのことからすると申立期間②は保険料納付が可能な期間である上、申立人が1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（平成7年11月頃）からすると、申立期間のうち平成3年4月から5年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、平成5年10月及び同年11月の保険料については、遡って納付が可能であるものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、オンライン記録によると8年1月22日付けで5年11月の保険料が同年12月の保険料に充当されている記録になっていることから、

その充当が行われるまでは同年10月から同年12月までの保険料は未納であったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで

私の国民年金については、勤めていた店の社長が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。給与から国民年金の保険料を天引きして、店の社長が集金人に納めていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた店の社長が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人とともに社長の家に住み込んで勤務していた同僚も「給与から国民年金保険料が天引きされていた。」としており、オンライン記録によると、申立期間①及び②の前後の期間を含め同じ店に勤務していたとする同僚のうち、当該期間の保険料が納付済みとされている者が複数確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和40年4月頃に払い出されたと推認され、申立期間②及び③については、保険料を納付することが可能な期間である上、その店の社長がそれぞれ6か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人は給与から保険料を天引きされていたとしているが、同僚のオンライン記録によると、それぞれの国民年金

手帳記号番号が払い出された年度の前年度以前の保険料が遡って納付されている事情は見当たらないことから、その店の社長が過年度保険料を給与から天引きし、納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成8年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月11日まで

申立期間に、A株式会社及び株式会社Bに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。その間、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給料支払明細書、C健康保険組合が提出した被保険者記録、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は、平成8年6月30日までA株式会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答を得られないが、事業主が資格喪失日を平成8年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から株式会社Bに勤務していたことは認められるものの、当該期間に厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与支払明細書が無い上、同社の事業主は、「当該期間は、A株式会社が倒産し、株式会社Bとなった時期に当たり、事務が混乱し、保険料を控除したかどうか分からない。」と供述をしている。

また、平成8年7月1日から同年9月11日までの期間には複数の者に国民年金への加入記録が確認できる上、申立人も国民年金保険料が「未納」と記録されていることからすると、当時株式会社Bでは、国民年金への加入の勧奨が行われたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA株式会社における資格喪失日は、平成7年2月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年1月31日から7年2月24日まで
平成5年9月17日から7年3月4日までA株式会社に勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、被保険者記録は6年1月31日付けで喪失した記録となっている。申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成6年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかし、当該処理は、同日にA株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年1月31日）後の7年2月24日になされていることが確認できるほか、同日に事業主を含む全社員22人の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で被保険者資格喪失日が6年1月31日に遡って処理されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた7年2月24日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月1日から14年7月31日まで
② 平成14年7月31日から同年9月1日まで

昭和41年5月2日から平成14年10月31日までの間、株式会社Aに継続して勤務したが、申立期間①については、標準報酬月額が当時の給与支給額と比べ引き下げられた記録となっており、申立期間②については、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無いので、それぞれ被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年11月から14年6月までは62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日より後の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、当社が厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが

必要である。

2 申立期間②について、元同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録（平成 14 年 8 月 31 日離職）から、申立人が申立期間において株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社 A は、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時加入していたほかの 37 人の従業員も全員同日付で被保険者資格を喪失している上、そのうち、20 人が同日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、元同僚から提出された平成 14 年 9 月分の給与明細書からは厚生年金保険料及び健康保険料は事業主により給与から控除されていないことが確認できるほか、オンライン記録により、申立人は、同年 8 月 12 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、株式会社 A の事業主は、「申立期間当時、保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退し、健康保険のみ任意継続することにし、従業員にその旨説明した。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月1日から14年7月31日まで
② 平成14年7月31日から同年9月1日まで

昭和62年3月26日から平成14年9月30日までの間、株式会社Aに継続して勤務したが、申立期間①については、標準報酬月額が当時の給与支給額と比べ引き下げられた記録となっており、申立期間②については、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無いので、それぞれ被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年6月までは34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日より後の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、当社が厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが

必要である。

2 申立期間②について、元同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録（平成 14 年 8 月 31 日離職）から、申立人が申立期間において株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社 A は、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時加入していたほかの 37 人の従業員も全員同日付で被保険者資格を喪失している上、そのうち、20 人が同日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、元同僚から提出された平成 14 年 9 月分の給与明細書からは厚生年金保険料及び健康保険料は事業主により給与から控除されていないことが確認できるほか、オンライン記録により、申立人は、同年 8 月 12 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、株式会社 A の事業主は、「申立期間当時、保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退し、健康保険のみ任意継続することにし、従業員にその旨説明した。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、株式会社Aにおける被保険者資格喪失日が、平成7年2月28日となっているが、雇用保険の記録によると、同社の離職日が同年2月28日となっているように、同日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る離職日は平成7年2月28日であることが確認できる上、当時の事業主は、「平成7年2月28日は、全社員が会社に出勤していた。」と供述していることから、申立人は、同日まで当該事業所に勤務していたと認められる。

また、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については、元役員の給与明細書において申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていること、及び元事業主が申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたとしていることから、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の標準報酬月額の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和57年12月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和57年5月から同年11月までの標準報酬月額については、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年11月までは24万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち昭和57年12月3日から58年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、上記で訂正した資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間のうち57年12月から58年1月までの標準報酬月額の記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月31日から58年2月1日まで
昭和51年10月1日から58年2月1日まで株式会社AでB担当の正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和57年5月31日から同年12月3日までについて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が57年5月31日に被保険者資格を喪失した手続きが、同年7月の標準報酬

月額随時改定が取り消された上、同年12月3日に遡及して行われていたことが確認できる。

また、上述の被保険者名簿から、同僚50人についても、申立人と同様に昭和57年12月3日付けで、資格喪失日が同年5月31日又は同年7月31日に遡って記録されるとともに、標準報酬月額に係る同年7月の随時改定又は同年10月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は当該申立期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるほか、当該事業所の元同僚の一人が保有していた給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間当時、株式会社Aで社会保険事務を担当していた元同僚は、「株式会社Aは昭和57年11月に不渡手形を出し、その時点で数か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の滞納があった。滞納した厚生年金保険料についてB社会保険事務所（当時）と話し合い、分割納付の交渉を行ったが認められず、従業員の被保険者資格が遡って資格喪失にさせられ、滞納保険料は無かったものとして処理をされた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和57年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年12月3日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和57年5月31日から同年12月3日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た当初の記録から同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年11月までは24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和57年12月3日から58年2月1日までについて、雇用保険の被保険者記録、株式会社Aの元経理部長の供述及び複数の元同僚の供述により、申立人は当該期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の元同僚の一人が保有していた昭和57年12月から58年2月までの給与明細書及び源泉徴収票から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により控除され

ていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 57 年 7 月の随時改定記録及び上述の元同僚の給与明細書等により、同年 12 月から 58 年 1 月までの標準報酬月額の記録を 24 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6661 (事案 3680 及び 4883 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 23 年 5 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 22 年 9 月から 23 年 4 月までの期間を 600 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 12 月頃まで

前回の申立てでは、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間が認められたが、私は、A 株式会社の B 所に勤務し、結婚した 1 年ほど前の 23 年 12 月頃まで勤務していたことに間違いはない。

今回、当時の同僚を思い出したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者記録の申立てについては、初回の申立てでは、申立期間の昭和 19 年から 23 年頃までの厚生年金保険被保険者記録の全てが確認できなかったが、前回の申立てで、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に、資格喪失年月日が不明である基礎年金番号に未統合の申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認されるとともに、同僚の供述等により 22 年 9 月 1 日までの申立人の勤務が確認できたことから、同日までの当該被保険者記録の訂正が行われた。

一方、昭和 22 年 9 月 1 日以降の申立期間については、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が無いことや、申立人の当該期間に係る供述が曖昧な上、同僚からも当該期間における申立人の勤務状況について具体的な供述は得られなかったことから、申立人の厚生年金保険被保険者期間として認めることはできないとして、既

に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 14 日付け及び 23 年 1 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

- 2 今回、新たに住所が判明した同僚（昭和 23 年 11 月退職）に照会したところ、「申立人とは、担当係は違っていたが、同じ事務室に勤務していた。自分は、A株式会社からC株式会社やD株式会社が分離独立した少し前の昭和 23 年 4 月頃に本社に異動となり事務室が変わった。その時に申立人はまだ勤務していた。」と供述をしていることから、申立人が、23 年 4 月までA株式会社に勤務していたことが推認でき、申立人の資格喪失日は昭和 23 年 5 月 1 日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立てに係る当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 23 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における同僚の記録から、昭和 22 年 9 月から 23 年 4 月までの期間は 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 5 月から同年 12 月頃までの期間については、同僚から当該期間における申立人の勤務実態の具体的な供述は得られない上、申立人の被保険者記録が確認できる被保険者名簿に、申立人と併記されている上司については、その後、書き換えられた被保険者名簿において、23 年 8 月以降の被保険者記録も確認できるが、当該被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、平成14年10月から15年2月までは24万円、同年3月は20万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑫について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②及び③は15万円、申立期間④は15万6,000円、申立期間⑤及び⑥は13万円、申立期間⑦及び⑧は27万円、申立期間⑨及び⑩は33万6,000円、申立期間⑪は10万円、申立期間⑫は34万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年7月1日まで
② 平成15年12月
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月28日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月29日
⑧ 平成19年12月10日
⑨ 平成20年6月30日
⑩ 平成20年12月10日

⑪ 平成 21 年 2 月 25 日

⑫ 平成 21 年 6 月 30 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 6 月の給与支払明細書の保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が異なっている。また、平成 15 年 12 月から 21 年 6 月までに支給された賞与についての記録が無い。

申立期間に係る給与明細書及び賞与明細書等を提出するので、申立期間における標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書から、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 14 年 10 月から 15 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月及び 6 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 14 年の定時決定の届出について、誤って差引支給額を標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料において納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②から⑫について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書により、申立期間②及び③については 15 万円、申立期間④については 15 万 6,000 円、申立期間⑤及び⑥については 13 万円、申立期間⑦及び⑧については 27 万円、申立期間⑨及び⑩については 33 万 6,000 円、申立期

間⑪については10万円、申立期間⑫については34万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑫に係る賞与明細書に支給日は記載されていないが、平成16年から20年までの賞与明細書の記載から、当該期間は15年12月10日とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る賞与の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年6月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、24万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、申立人はその主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和61年1月31日から同年6月1日まで
② 平成7年7月31日から同年10月1日まで
③ 平成7年10月1日から12年8月1日まで

私は、昭和52年11月1日にA株式会社に入社してから平成12年7月31日に退社するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、平成7年10月1日以降のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際に受け取っていた報酬月額に見合う額より少ないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A株式会社及び同社の関連会社であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和61年1月31日。以下「全喪日」という。）に被保険者資格を喪失したとされている75人のうち62人が、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年6月1日に、同社において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人はA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、全喪日の後の昭和61年2月24日及び同年3月18日に同社において健康保険証の再交付を受けている者、同年3月3日に受け付けられた同年3月2日付けの被保険者資格の取得届が、後に取り消されている者と同年2月21日、同年3月8日及び同年4月1日付けの被保険者資格喪失日が全喪日に訂正されている者が確認できることから、これらの取消又は訂正の処理は、全喪日より後に行われたものと推認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和61年1月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA株式会社における資格喪失日は、申立人のB株式会社における資格取得日と同日の同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 60 年 10 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、当時、A株式会社に勤務していた者は、関連会社のB株式会社において厚生年金保険被保険者となっているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（記録訂正前は、平成 7 年 8 月 21 日）の後の平成 7 年 10 月 5 日に、申立人に係る同年 10 月 1 日付けの標準報酬月額定時決定の取消処理、及び同年 7 月 31 日付けの資格喪失処理が確認できる上、同僚 77 人についても、同年 10 月 5 日又は同年 10 月 6 日に、申立人と同様、同年 10 月 1 日付けの標準報酬月額定時決定の取消処理、及び同年 7 月 31 日付けの資格喪失処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間②においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の標準報酬月額の取消処理及び資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 7 年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のB株式会社における資格喪失日は、申立人のA株式会社における資格取得日と同日の同年 10 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB株式会社における取消前のオンライン記録から、24 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、9 年 4 月 18 日付けで、7 年 10 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる上、同僚 29 人の標準報酬月額も、申立人と同様、9 年 4 月 18 日付けで、当該同僚が被保険者資格を取得した日に遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の同僚の証言から、当時、同社は、資金繰りに苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 9 年 4 月 18 日に行われた遡及訂

正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月1日から9年10月1日までの期間の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間③のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間の標準報酬月額は、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 4 申立期間③のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間については、A株式会社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間を通じ同額の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人の雇用保険支給台帳記録に記載された離職時賃金日額に30を乗じた額の26万4,000円に見合う標準報酬月額は、平成8年10月から9年9月までの期間の訂正前の標準報酬月額を下回らない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の平成8年10月から9年9月までの標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られないものの、申立人が控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和54年7月は30万円、同年8月は22万円、同年9月から同年12月までは26万円、55年1月は22万円、同年2月から同年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月10日から55年8月28日まで
ねんきん定期便が来たので、記録を確認したところ、A株式会社に係る申立期間の標準報酬月額が低いと感じた。私は、申立期間のうち、一部の給与明細書を所持しており、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額は違っている。会社は、給与から控除していた厚生年金保険料よりも低額の標準報酬月額を届出して、その低額の保険料を納付していたと思われる。申立期間の標準報酬月額の記録を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確

認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち昭和 54 年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 26 万円、55 年 1 月は 22 万円、同年 2 月から同年 7 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 54 年 6 月までの期間については、申立人から給与明細書の提出が無い上、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主から回答も得られず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成4年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月5日から同年11月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが提出しているA株式会社における申立人の出勤明細表及び賃金台帳により、申立人が同社に平成4年10月5日から継続して勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の記載から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bが提出している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記載から、A株式会社が申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成4年11月1日と届け出たことが確認できる上、株式会社Bの担当者は、「申立期間当時の労務担当者が申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って平成4年11月1日と届け出てしまった。申立期間に係る保険料は納付していない。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年2月28日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成4年2月から6年2月までの給与に係る標準報酬月額が26万円に引き下げられているのはおかしい。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）より後の平成6年3月7日に、4年10月及び5年10月の定時決定を取り消して、32万円に遡及訂正されている上、6年4月4日にも、申立期間の標準報酬月額が32万円から26万円に、再び遡及訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、同僚二人についても、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成6年3月7日及び同年4月4日に、申立人同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの商業登記簿により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の事業主は、「申立人はB部の部長職であり、当該遡及訂正処理に関与する立場にはなかった。」と回答していることから、申立人が取締役として当該遡及訂正処理に関与していなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、株式会社Aの事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から21年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、14年10月から15年3月までを28万円、同年4月を30万円、同年5月から同年9月までを36万円、同年10月及び同年11月を30万円、同年12月から16年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から21年5月までを32万円、同年6月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年7月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円、21年5月から同年7月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、21年7月を44万円、同年8月及び同年9月を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から21年10月1日まで
株式会社Aに勤務していた頃、給与は30万円から40万円以上はあったにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん

の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が行われるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年8月1日から21年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月1日から同年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成14年10月1日から21年7月1日までの期間については、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24万円）を超える報酬月額の支払いを受け、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額により、14年10月から15年3月までを28万円、同年4月は30万円、同年5月から同年9月までを36万円、同年10月及び同年11月を30万円、同年12月から16年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から21年5月までを32万円、同年6月を28万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の保険料の事業主の納付義務については、事業主からは回答を得られず、不明であるが、事業主が平成15年、16年、17年、18年及び20年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により申立人の標準報酬月額を24万円とする届出を行っていることから、

事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 21 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、同年 9 月は 18 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 44 万円、21 年 5 月から同年 7 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の株式会社 A における標準報酬月額について、平成 21 年 7 月を 44 万円、同年 8 月及び同年 9 月を 32 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成 14 年 8 月及び同年 9 月については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち、平成7年9月1日から9年10月1日までの期間、15年4月1日から19年8月7日までの期間及び20年9月1日から21年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、7年9月を24万円、同年10月から8年1月までを36万円、同年2月から同年9月までを20万円、同年10月から9年9月までを19万円、15年4月から同年7月までを36万円、同年8月を34万円、同年9月を36万円、同年10月から16年2月までを34万円、同年3月から同年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から19年7月までを32万円、20年9月から21年5月までを32万円、同年6月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成21年8月1日から23年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円、22年4月から同年6月までは標準報酬月額56万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を21年8月から22年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは56万円、23年1月から同年6月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から19年8月7日まで
② 平成20年7月1日から23年7月1日まで

株式会社Aに勤務していた頃の給与に比べて標準報酬月額が著しく低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が行われるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち、平成7年8月1日から19年8月7日までの期間、及び20年7月1日から21年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②のうち、同年7月1日から23年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立期間①及び②のうち、平成7年9月1日から9年10月1日まで、15年4月1日から19年8月7日まで、及び20年9月1日から21年7月1日までの期間については、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書、給与台帳、確定申告書、源泉徴収票及び給与振込記録により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は平成9年2月分の給与明細書を紛失していることから、同年3月の厚生年金保険料控除額については不明であるが、前後の期間の給与明細書により、当該月の保険料控除額は前後月と同額の1万6,770円であったものと推認される。

一方、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、給与明細書及び給与台帳等の資料で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額により、7年9月を24万円、同年10月から8年1月までを36万円、同年2月から同年9月までを20万円、同年10月から9年9月までを19万円、15年4月から同年7月までを36万円、同年8月を34万円、同年9月を36万円、同年10月から16年2月までを34万円、同年3月から同年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から19年7月までを32万円、20年9月から21年5月までを32万円、同年6月を28万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の保険料の事業主の納付義務については、事業主からは回答を得られず、不明であるが、事業主が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により申立人の標準報酬月額を平成16年、17年、18年は28万円、21年及び22年は18万円とする届出を行っていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成21年7月1日から23年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると21年7月及び同年8月が26万円、同年9月から23年6月までが18万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円、22年4月から同年6月までは標準報酬月額56万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額を平成21年8月から22年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは56万円、23年1月から同年6月までは47万円することが必要である。

- 4 申立期間①のうち、平成7年8月は厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、9年10月1日から15年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書に記載される厚生年金保険料控

除額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額から算出される保険料額よりも低額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 20 年 7 月については、同月分（同年 8 月支給）の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されておらず、同年 8 月については、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）よりも高額であるものの、事業主より支払われた報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額より低額となっていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、平成 21 年 7 月については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 7 月の被保険者資格取得時において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、昭和45年4月1日から46年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、45年4月から同年9月までを4万8,000円、同年10月から46年9月までを5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月1日から43年6月25日まで
② 昭和43年7月1日から51年1月31日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した申立期間①が15か月空白となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、株式会社Bに勤務した申立期間②の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和45年4月1日から46年10月1日までの期間について、申立人に係る株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間の標準報酬月額は、当初、45年4月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から46年9月までは5万2,000円と記録されていたところ、45年12月26日付けで当該記録が取り消され、同年4月に遡って3万円に引き下げられていることが認められる。

また、当該期間において株式会社Bに勤務していた申立人を含む4人のうち、事業主を除く同僚2人の記録が、いずれも申立人と同様に昭和45年12月26日付けで、1人は同年4月の随時改定の記録が取り消され、ほかの1人は同年1月4日付けの資格取得日に遡って標準報酬月額の記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所における被保険者記録を有する同僚3人に照会したところ、1人から回答があり、当該同僚は、申立人の職務について

「経理」としているものの、社会保険事務担当者及び給与計算担当者について申立人以外の人物を挙げており、申立人が当該業務に関与したか否かについて「直接は関与していないと思う。」と供述していることから、遡及訂正の手續について申立人の関与があったと考え難い。

加えて、上記同僚は、当該事業所の経営状況について「昭和 51 年以前は苦しかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、昭和 45 年 12 月 26 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 45 年 4 月から同年 9 月までを 4 万 8,000 円、同年 10 月から 46 年 9 月までを 5 万 2,000 円に訂正することが必要と認められる。

2 一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、43 年 7 月の資格取得時が 5 万 5,000 円、44 年 7 月からは 6 万円であったと主張しているところ、株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、資格取得時が 2 万 8,000 円、44 年の定時決定において 3 万円と記録されており、当該標準報酬月額は申立人のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該被保険者名簿において遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 46 年 10 月から 50 年 12 月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、46 年 10 月は 7 万 5,000 円、以後毎年 1 万円程度の昇給があり、50 年 7 月からは 13 万 5,000 円であったと主張しているところ、株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は 3 万円と記録されており、当該記録について前述の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、不合理な処理の形跡は見当たらない上、当該被保険者名簿における標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、自身が所持する健康保険被扶養者異動届（昭和 49 年 12 月 2 日の確認押印）の標準報酬月額欄に 10 万 5,000 円と記載されていることを理由として、同額は厚生年金保険にも適用されていたはずであると主張しているところ、同額は標準報酬月額には無く、事業主が直近の定時決定又は随時改定において同額を申立人の標準報酬月額として届け出たとは考え難い。

加えて、株式会社 B は、昭和 56 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、

申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該事業所における被保険者記録を有する同僚3人に照会したところ、1人から回答があったものの、当該同僚は当該期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②のうち昭和43年7月から45年3月までの期間、46年10月から50年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人が株式会社Aにおける同僚1人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が挙げた同僚5人のうち4人は株式会社Aにおける被保険者記録が無い上、申立期間に同社において被保険者記録を有する同僚2人のうち所在が確認できた1人に照会したものの、回答を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できない。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を所持していない上、株式会社Aは当時の資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録には、同社における被保険者記録が無く、このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月7日に、資格喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月7日から同年6月26日まで

A株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、A株式会社の前に勤務した事業所を同時期に退職し、同時期からA株式会社に勤務した同職種の同僚は、当該事業所での被保険者記録があるので、私の記録が無いのは納得できない。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言並びに当時のA株式会社の従業員及び業務内容に関する申立人の具体的な供述内容から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人はA株式会社でB業務をしていたと申述しているところ、申立人がA株式会社の前に勤務した事業所から申立人より1か月くらい前にA株式会社に転職し当該事業所で申立人と同じ業務に従事したとされる同僚及び申立人が氏名を記憶している申立期間に同じ業務に従事していた4人の同僚には、全て厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被

保険者期間が申立人よりも短期間の者や、当時B業務の助手をしていたと供述している者についても被保険者記録が記載されていることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期から勤務した上記の同僚の標準報酬月額が3万円であることから、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 8 月 1 日までの間の標準報酬月額が当時の給与に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成 7 年 3 月 6 日付けで、6 年 10 月 1 日の定時決定を取り消し、同年 4 月 1 日に遡及して 17 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該処理日において当該事業所の被保険者は申立人のほか 8 人確認できるが、同日に全員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は株式会社AのB所に勤務していたところ、同社本社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時は会社の経営状態が悪く、事業主から標準報酬月額を下げる旨の話があったが、B所の社員に伝わっていたかどうかは不明と供述している。

加えて、複数の同僚の供述から、申立人は社会保険事務担当者ではなかったことが確認できる上、当該同僚の供述及び登記簿謄本から、役員でもなかったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 7 年 3 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について 6 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認

められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和40年6月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年10月1日から63年6月1日まで

A株式会社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額と給与明細書の支給額とが異なるため、確認して正しい金額に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち昭和40年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、4万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は「資料が残っていないため不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 34 年 10 月から 40 年 5 月、40 年 7 月から 63 年 5 月までの期間については、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から62年3月まで
申立期間の保険料は、母が毎月納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金保険料を納付していたとしている申立人の母は、申立人が20歳となった昭和56年*月に、A市（現在は、B市）から年金手帳と納付書が送られてきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62年4月頃に払い出されたと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、62年4月当時、申立期間のうち56年9月から60年2月までは時効のため保険料を遡って納付することはできなかったと考えられる。

また、昭和62年4月当時、申立期間のうち60年3月から62年3月までは、保険料を遡って納付することが可能であったが、申立人の母は、「保険料は毎月納付していた。過去の保険料をまとめて納付した記憶は無い。」としている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年9月まで

申立期間は未納期間とされているが、私は、父から、私が学生であった平成3年4月から6年3月までの期間(36月)のうち半分(18月)を追納したと聞いている。3年4月から4年3月まで及び5年10月から6年3月までの保険料は追納されているので、追納されていない申立期間は免除期間のはずである。申立期間を保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父から、申立人が学生であった平成3年4月から6年3月までの期間のうち18月を追納したと聞いており、追納されていない申立期間は免除されているはずであるとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行ったとするその父は既に他界しており証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び免除手続に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の平成3年4月から4年3月までの期間は、3年5月31日に免除申請(同年10月18日に処理)され、申立期間直後の5年10月から6年3月までの期間は、5年11月30日に免除申請(同年12月24日に処理)されていたところ、これら免除期間に係る保険料が10年7月1日に追納されている記録となっており、申立期間を挟んで追納されていることから、当該追納時点において、申立期間は免除申請された記録となっていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番であり申立人と同様に平成3年10月頃に払い出されたと推認されるとともに、オンライン記録では、申立人が免除されている期間と同じ同年4月から4年3月までの期間は、申立人と同じく3年5月31日に免除申請（同年10月18日に処理）されていたところ、当該免除期間に係る保険料が10年7月2日に追納されており、申立人の記録とほぼ同様のものとなっているが、その弟についても、4年4月から厚生年金保険の被保険者資格を取得する月の前月（5年3月）までは、申立人と同様、未納期間である。

加えて、申立人が、申立期間について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月

私は、申立期間の国民年金保険料は昭和61年11月13日に納付しているが、年金記録によると当該期間は国民年金第3号被保険者資格期間となっていたので、これについて年金事務所に確認したところ、「その納付した保険料は62年1月頃に還付されており、申立人名義の金融機関口座に振り込まれている。」とのことだった。しかしながら、その当時、私は、申立期間の保険料の還付に係る通知を受け取ったことや還付の手続を行った記憶は無い上、自分名義の口座は開設しておらず、申立期間の保険料が還付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月13日に申立期間の国民年金保険料を納付し、その保険料が62年1月頃に還付された記録となっていることについて、その当時、還付に係る通知を受け取ったことや還付の手続を行った記憶は無いとしている。これについて、申立期間の保険料は、申立人が所持している「昭和61年度国民年金保険料領収証書」から、申立人の申述のとおり61年11月13日に納付されていることが確認できるものの、オンライン記録等によると、申立期間は国民年金第3号被保険者資格期間であり、保険料の納付は必要としないことから、納付された当該期間の保険料7,100円は、62年1月28日に還付の事務処理が行われ、申立人名義の金融機関口座「A銀行B支店*」への振込により還付された記録となっている。

また、上述の金融機関口座について、申立人は、申立期間の国民年金保険料が還付された当時は、自分名義の口座を開設していなかったとしてい

るが、同銀行の記録が保管されているC銀行では、上記の口座に該当する口座は存在しないとしているものの、参考の口座として、名義人が申立人と同じ氏名の「D」である「A銀行B支店＊」口座に係る資料が提出された。そこで、当該口座について調査したところ、i)年金事務所が還付したとする時期と同時期の昭和62年1月30日に「Eシャカイホケンジムシヨ」から7,100円が入金されたことが記録されており、その金額は還付されるべき金額と同額であること、ii)申立人が当時居住していたところからほど近い金融機関であること、iii)同行同支店において、申立期間当時、申立人の夫の口座が存在していたこと、iv)当該口座の口座番号はオンライン記録に記載の口座番号と酷似していることを考え合わせると、当該口座は申立人の口座であると考えるのが妥当であり、申立期間の保険料の還付は適切に行われたものと判断される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年12月まで

私は、結婚後、妻が厚生年金保険から国民年金に切り替えたため、自分も加入しなくてはいけないと思い、昭和50年頃にA町役場保険課（当時）に行き、加入手続を行った。その際、役場の担当者から未納分の保険料を納付すれば、ほかの人と同じように年金がもらえると言われたので、同役場において申立期間の保険料約7万円から8万円を現金で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃にA町役場で国民年金の加入手続した際に、役場の担当者から未納分の保険料を納付すれば、ほかの人と同じように年金がもらえると言われ、同役場において申立期間の保険料約7万円から8万円を現金で納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入時期や当時の国民年金保険料の納付金額に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料はこの時期に実施されていた第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施）により納付できるものの、申立期間の特例納付に必要な保険料金額は、43万2,000円（1か月4,000円×申立期間108か月）であり、申立人が納付したと主張する金額（約7万円から8万円）とは大きく相違する上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は昭和 51 年 1 月から納付されているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 53 年 11 月頃に、申立人が 51 年 1 月から 53 年 12 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付した場合に必要な保険料額は合計 7 万 1,070 円であり、この保険料額は申立人が納付したと主張する金額と類似することから、申立人はこのことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成13年6月から同年12月までについては、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月から同年12月まで

申立期間について、私は、成人になった時（平成13年6月）にA市から国民年金の納付の書類が届き、そのまま国民年金に加入した。国民年金に加入後、「国民年金保険料の未納のお知らせ」が郵送され、子供が生まれることもあり、未納期間の保険料をきちんと納付しておきたいと思い、14年の年末頃に30万円ほどの国民年金保険料を一括で母に納付してもらった記憶がある。

また、学生納付特例の申請手続きを行った記憶もある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっており、保険料の納付済期間又は学生納付特例期間となっていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、成人になった時（平成13年*月）にA市から国民年金の納付の書類が届き、そのまま国民年金に加入し、平成14年の年末頃に30万円ほどの国民年金保険料を一括で母に納付してもらった記憶があるとしており、その母も30万円ほどの国民年金保険料を1度だけ納付した記憶があるとしている。

しかしながら、申立人の基礎年金番号については、平成13年*月*日に20歳到達者として付番されているところ、申立人のオンラインの納付記録では、申立人は16年2月23日に14年4月から16年3月までの学生納付特例の期間の国民年金保険料を追納しており、その納付額は合計で31万9,200円となり申立人のその母が納付したとする30万円ほどの金額

と近似しており、この時に納付した保険料のことに混同している可能性も否定できず、これ以外に申立期間の保険料を納付するためには、9万3,100円（1万3,300円×7か月）が必要であるが、その母はまとめて保険料を納付したのは1度だけだと供述している。

また、申立人は、学生納付特例の手続を行った記憶があるとしているが、申立人は、申立期間に係る学生納付特例の申請時期や申請場所等についての記憶が明確でないとしていることから、当時の申請状況は不明であり、申立人の免除に関するオンライン記録では、平成14年5月31日に同年4月から15年3月まで、同年5月16日に同年4月から16年3月までの学生納付特例を申請して承認された記録が確認できるものの、申立期間の13年6月から同年12月までの学生納付特例についての記録は見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、学生納付特例の承認を受けたこと、及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに保険料を納付したこと、及び学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、当該期間については、学生納付特例期間であったものとも認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月、同年11月、9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月及び同年11月
② 平成9年1月及び同年2月

申立期間①について、私は、平成8年10月にA市にある会社に就職したが、会社では「現在は見習期間であり、8年12月から厚生年金保険に加入する。」と言われたため、申立期間①の国民年金保険料を同年同月に勤務先近くの郵便局で2か月分をまとめて納付した。

申立期間②について、私は、平成9年1月頃に上記の会社を退職し同年同月にB市に転居した際に国民年金保険料の納付書をB市役所でもらい申立期間②の保険料をB市役所で納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①については、平成8年12月に国民年金保険料をA市の郵便局で納付し、申立期間②については、9年1月から同年2月頃にB市役所で保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年4月頃に払い出されたと推認され、そのことからすると、申立期間①及び②は国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続をした場所や納付書の入手方法等に関する記憶が明確でなく、申立人が所持している国民年金手帳の住所欄には「C地D市E町」の記載があるが、その後、申立期間①及び②に居住したA市及びB市の住所の記載は無く、また、同手帳の「国民年金の記録(1)」も、59年3月21日に国民

年金の資格を喪失した記録以外の、申立期間①及び②の資格の得喪記録が記載されていないことから、国民年金手帳からは、申立期間①及び②について、国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

また、申立期間①及び②は、いずれも厚生年金保険の加入期間の間の期間であるところ、オンライン記録によると、これらの申立期間は平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険との統合に伴って未納とされており、それ以前は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②の国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月まで
私の国民年金については、A市B支所（現在は、C市D区E支所）で父が加入手続を行い、保険料についてもF団体役員の方が毎月集金に来た時に父が納付しているはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとしているが、その父は「F団体の方が毎月集金に来た時に納付した。」とするのみで、国民年金への加入時期及び保険料納付の記憶が明確ではないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和 56 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料は遡って納付した記憶は無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から50年3月まで
20歳になった昭和43年頃、私は叔父が経営するA所で働いており、叔母が国民年金の加入手続きをし、私が結婚するまでの保険料を納付してくれた。46年10月に結婚した後は妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和43年頃、その叔父が経営するA所で働いており、その叔母が国民年金の加入手続きをし、申立人が結婚するまでの保険料を納付してくれたとしているが、その叔母は高齢で証言を得ることができず、46年10月に結婚した後の保険料を納付したとするその妻も保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、43年5月から48年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から50年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は83か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年1月から同年11月までの期間及び22年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月から同年11月まで
② 平成22年1月から同年12月まで

厚生年金保険に加入中であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付したため、平成20年12月及び21年1月の保険料が還付されるとのことだが、私の母は、2か月分の保険料しか納付していないはずは無く、申立期間①及び②のうちの5か月から6か月ほどの保険料を5回から6回ほど納付した記憶があるとしている。これらの保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、申立人が厚生年金保険の被保険者期間中の分の保険料を納付したため、平成20年12月及び21年1月の保険料が還付されるとのことだが、2か月分の保険料しか納付していないはずは無く、申立期間①及び②のうちの5か月から6か月ほどの保険料を5回から6回ほど納付した記憶があるとしている。しかしながら、その母は、「年度が過ぎた保険料の催告通知が届くと1か月分ごとに納付したと思うが、納付した月もあったし、納付しない月もあり、いつの月の保険料を納付したか分からない。」と回答していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、行政側から送付された「領収（納付受託）済通知書」6枚（平成19年7月分、同年8月分、同年9月分から20年2月までの分、

同年3月分から21年2月までの分、同年3月分)を提出しているが、それぞれの領収(納付受託)日付印欄は全て空欄であることから、これは納付したことを示す証拠とはならない。

さらに、申立人は、平成19年5月1日から23年9月1日まで厚生年金保険の被保険者であり、当該期間の国民年金保険料が納付された場合には過誤納と管理され還付されるどころ、過誤納者整理票には、申立人の基礎年金番号、住所、氏名及び生年月日が記載され、「過誤納該当期間の納付状況」の「収納年月日」欄には、20年12月分保険料は「23. 1. 26」、21年1月分保険料は「23. 2. 21」とそれぞれ記載され、この過誤納となった2か月分の保険料2万8,820円は、23年5月20日に還付決議されていることが同年7月14日時点のオンライン記録で確認できるが、これ以外の過誤納の記録は確認できない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年5月まで

私は、昭和48年2月に結婚するために会社を退職し、A市に移動した時に国民年金に加入し、毎月、口座振替で国民年金保険料を納付した。当時国民年金保険料は、月500円くらいだったと思う。A市から移動した後の51年6月にB市で国民年金に加入したことになっており、その時からの国民年金の加入記録は残っているが、当時任意加入者であり、子供も3人いたのでB市役所に国民年金の新規加入手続に行った覚えは無い。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に結婚するために会社を退職し、その後移動したA市で国民年金の加入手続を行い、毎月、口座振替で国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立人は、当時国民年金の加入手続を行う行政機関であるA市役所に行った記憶は無いとしている上、A市役所では、申立期間当時は3か月ごとの納付サイクルで、保険料の口座振替は申立期間後の53年10月からとしているなど、申立人の主張と当時の国民年金の加入手続や納付方法が相違しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期からB市において昭和51年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、その夫の被扶養配偶者であり、任意加入被保険者であった申立人は、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料は納付できない上、申立人は、特例納付制度を知らなかったとしており、同制度で保険料を納付した事情は見当たらず、制度上も保険料を納付できな

い。

さらに、申立人が所持している年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に使用されている様式のもので、申立人は、当該年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けていないとしていることから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月及び同年 4 月

申立期間について、私は、平成 14 年 4 月に結婚したが引っ越しや結婚準備のため申立期間の国民年金保険料を滞納したので、納付場所や、納付方法などについての明確な記憶は無いが、同年 6 月中旬頃に国民年金保険料及び国民健康保険料をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚準備などで多忙だったことから、申立期間の国民年金保険料を滞納し、平成 14 年 6 月にまとめて保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は保険料の納付場所や納付方法等について、明確な記憶は無いと申述しており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は保険料を納付したことを証明する資料として、その夫の「平成 14 年分 給与所得の源泉徴収票」を提出したが、同源泉徴収票から納付したとする保険料額に該当する記載は確認できなかった。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、自分が、A 駅前の B 銀行（当時）で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 6 月に C 市役所（現在は、D 市 E 区役所）で国民年金の加入手続をした後、自分が、A 駅前の B 銀行で、申立期間の保険料を納付した。当時は 10 年遡って納付できた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その当時は特例納付制度が実施されていなかったことから、申立期間のうち 58 年 6 月から 59 年 12 月までの期間に係る保険料は、時効により納付できなかつたと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料として申立人が記憶している納付額（5、6 万円）と実際必要となる保険料額（21 万 3,820 円）は大きく異なっている上、D 市の保管している「国民年金保険料検認全リスト」により、申立人が、昭和 62 年 3 月 5 日に、保険料 5 万 6,800 円を遡って一括納付しており、それが申立期間直後の 61 年 4 月から同年 11 月までの期間に係る保険料であることが確認できることから、申立人が遡って納付したとする期間は当該期間であったと考えるのが自然である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4677 (事案 3267 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年2月まで
平成4年8月に会社を退職後、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は母と私がA市役所(現在は、B市役所)で納付しており、私は3か月分か4か月分の保険料をまとめて同市役所に納付したと記憶しているので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、その母が、申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い、保険料は申立人又はその母が同市役所で納付しており、申立人は3か月分か4か月分の保険料をまとめて同市役所に納付したとしているが、その母は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続に関与していないため、国民年金の加入状況が不明である上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付することはできなかつたと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、新たな証拠としてその母の家計簿が提出されたが、当該家計簿からは、申立人又はその母が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらず、これまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から55年3月まで
私の国民年金については、20歳になった昭和52年*月頃、私の母がA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）で加入手続をした。保険料も、集金に来たA農協職員に母が納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年*月頃、その母がA農業協同組合で申立人の国民年金の加入手続をし、保険料も、集金に来た同農業協同組合の職員に納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母はこれらに関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると申立人は昭和55年5月21日に任意加入していることから、その際に20歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであり、それ以前の申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4680 (事案 2461、3107 及び 4203 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 平成 12 年 6 月

申立期間①については、私が 20 歳になった時、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母は、姉と私の保険料を毎月集会所に持参し納付してくれていたが、昭和 49 年頃に体調を崩し 52 年*月に他界した。私は、母が体調を崩した 49 年頃からは 3 人分の保険料を、母が他界した後は姉と二人分の保険料を集会所に持参し納付した。55 年頃からは、A 銀行(現在は、B 銀行)に国民年金保険料を振り込んでいたが、しばらくして C 銀行に替えた。このように確実に納付していたのに申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②については、D 市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替えた時に、同市役所担当者から国民年金の保険料納付記録が 1 か月分抜けていることを教えられ、平成 12 年 7 月 1 日に E 社会保険事務所(当時)に行き、1 か月分の保険料を納付した。申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同じ内容の申立てをこれまでに 3 回にわたり行っているところ、当委員会において、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 8 月 31 日に払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないこと、また、申立期間②については、保険料を納付することができない未加入期間であることを主な理由として、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し

ていたものと認めることはできないとして、平成 21 年 11 月 4 日付け、22 年 4 月 28 日付け及び 23 年 5 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして 4 回目となる申立てを行っていることから、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 51 年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 51 年 3 月 31 日まで勤務したとしているが、同僚から申立期間に係る勤務実態についての供述は得られず、同社は法務局の登記記録では平成 14 年 12 月 * 日に解散している上、解散時の事業主へ申立内容について照会したが回答は得られなかった。

また、申立人の株式会社Aに係る雇用保険被保険者記録では、申立人は昭和 51 年 2 月 25 日に離職（資格取得日は昭和 50 年 4 月 1 日）していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している上、同原票の記録が遡及して訂正された等の形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6653 (事案 3348 及び 5438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 3 月 27 日まで
② 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 25 日まで

申立期間①について、株式会社Aでの標準報酬月額の記録については、41 万円及び 20 万円となっているが、同社に勤務していた期間、給与は 50 万円が変わらなかったため、50 万円に訂正してほしい。

申立期間②について、平成 6 年 4 月 1 日から株式会社Bに月額給与 50 万円の契約で勤務し、給与から厚生年金保険料などの社会保険料や所得税など合計 9 万円を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録は、勤務した翌年の 7 年 1 月 25 日から同社が破産宣告を受けた同年 2 月 * 日までの 1 か月だけの記録となっているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは認められず、また、株式会社Aは、平成 4 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の給与明細書等は確認できないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再度、申立期間についての申立てが行われたが、追加実施した同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 9 日及び 23 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再度、申立期間についての申立てが行われたが、追加実施した事業主及び同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 3 日から平成 9 年 8 月 31 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録によると、標準報酬月額が、昭和 62 年 6 月から平成元年 11 月までの期間が 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 9 月までの期間が 8 万円、同年 10 月から 9 年 7 月までの期間が 9 万 2,000 円となっているが、当時の給与は 40 万円ぐらいであった。申立期間の標準報酬月額の記録を、当時の給与に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 8 月 31 日より後の同年 9 月 18 日付けで、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 62 年 6 月 3 日から同資格を喪失した平成 9 年 8 月 31 日までの標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及した減額訂正について認識しており、保険料の納付について社会保険事務所（当時）の担当者と相談していたと供述している。

さらに、申立人は、標準報酬月額の減額処理について、当時、保険料の滞納が数百万円あり、社会保険事務所の担当者に強引ともいえる態度で押し切られたと供述していることから、申立人自身の標準報酬月額の減額訂正に関与していたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、A株式会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 14 日から同年 10 月 1 日まで
A所(現在、B株式会社C所とD株式会社E支店に分社)の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和 49 年 10 月 1 日となっているが、同年 9 月 14 日に入社し、長女の 3 か月検診等で保険証を使用したのは間違いない。在籍証明書を提出するので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の在籍証明書及び株式会社FのG店から提出された人事記録(職員の最終勤務地が保管)により、申立人は、申立期間において臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A所を継承するD株式会社E支店は、「事案が古く、保存文書が無いため、申立人の申立期間に係る保険料の控除及び納付については不明。」としている上、申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日で、連絡先が判明した元同僚 3 人のうち、回答のあった 1 人は、「私は、H員として昭和 49 年 9 月 25 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 10 月 1 日となっている。事業主からは、厚生年金保険の加入時期については説明がなかった上、同年 9 月の保険料を給与から控除されたかどうかは不明。また、申立人については、覚えていない。給与の締日は月末で、支払日は昭和の時代は毎月 15 日、それ以降は 18 日と記憶している。」と供述している。

また、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は、昭和 49 年 10 月 1 日(取得の受付日は同年 10 月 19 日)となっていることが確認できるところ、申立期間については、申立人の氏名

は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、当該事業所及び元同僚の供述によれば、当該事業所の給与の締日は月末であることから、昭和49年9月の給与は同年10月に支給されたと推認できるところ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者で44年6月から50年5月までの間に資格取得日がある53人のうち44人の被保険者記録は、給与締日後の月初めに資格取得日となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から33年5月1日まで
昭和32年5月頃から33年4月頃までA地B区にあった有限会社Cに勤務し、D業務に従事したが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A地B区にあった有限会社Cに勤務し、D業務に従事したと供述しているところ、適用事業所名簿等により、A地B区に同名の事業所が確認でき、事業内容や事業主名等が申立人の供述と一致することから、申立人が同社に勤務していたことはいくつかの点から確認できる。

しかしながら、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、上記名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者を確認したところ、申立人が自分と同じ仕事に従事していたとする同僚を含む同僚2人についても名前が確認できない。

さらに、上記名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた元従業員5人に照会したところ、2人から回答があったが、いずれも申立人が有限会社Cに勤務していたかについては不明としている上、そのうち、経理担当者であった元従業員は、「B業務担当については、入社してから1、2年間は見習期間であったため、厚生年金保険には加入させておらず、見習期間が終わった後も、加入しないことを希望する者については、厚生年金保険に加入させなかった。」と供述している。

加えて、有限会社Cは既に廃業しており、事業主の所在も不明であることから、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月頃から 60 年 12 月頃まで
A株式会社B工場に昭和 59 年 9 月頃から 60 年 12 月頃までパートタイマーとして勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当時、同じパートタイマーとして一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった「パートタイマー退社名簿」により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、A株式会社の事業主は、申立期間当時の従業員の厚生年金保険に関する資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、同僚からも申立人の申立期間に係る保険料の事業主による控除についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所ではパートタイマーとして勤務し、健康保険は夫の健康保険の被扶養者であった。」と供述している上、雇用保険の加入記録も無いことから、厚生年金保険の加入条件を満たしていなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 21 日から 42 年 12 月 31 日まで
夫の履歴書によると、株式会社Aが経営するBに昭和 38 年 10 月から 42 年 12 月まで勤務していたことになっているが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と一緒に株式会社Aに勤務していたとする同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 6 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の総務を担当していたとする上記の同僚は、「自分は、当時株式会社Aの関連会社である有限会社Aから出向していたので、厚生年金保険の被保険者となっているが、株式会社Aは、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったし、健康保険についても、従業員は、各自が国民健康保険かC組合に加入していたと記憶している。」と供述している。

さらに、株式会社Aの申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 15 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私の A 株式会社（現在は、株式会社 B）に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 11 年 10 月 31 日、C 株式会社に係る資格喪失日は 15 年 11 月 30 日となっている。

私は、上記の 2 社において、それぞれ月末まで勤務し、1 日も空けることなく次の会社に転職している。

第三者委員会で調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社 B は、当時の資料は既に廃棄処分をしている上、当時の事務担当者も亡くなっているため、申立人の申立内容についての詳細は分からないと回答している。

また、雇用保険の資格記録によれば、当該事業所に係る申立人の離職年月日は、平成 11 年 10 月 31 日であることが確認できるものの、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と雇用保険の離職年月日が一致している同僚が確認できること、申立期間当時の同僚に照会しても、申立人の申立内容に関する供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、D 組合、同厚生年金基金及び企業年金連合会の回答によれば、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は、オンライン記録と同じ平成 11 年 10 月 31 日であることが確認できる。

2 申立期間②について、C株式会社が保管していた申立人の退職届には、退職年月日について、平成15年11月29日付けとの記入がある上、雇用保険の資格記録においても、同社に係る申立人の離職年月日は同日であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、当該事業所が保管していた給料一覧表からは申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月1日から46年3月8日まで
② 昭和46年4月19日から47年8月1日まで

昭和47年8月に、A株式会社を結婚退職した。退職時、同僚から「今は、脱退手当金をもらわない方がいい。」と言われたので、請求しなかったはずであるが、国の記録によれば、脱退手当金が支給されたとのことである。

当該記録には納得がいかないので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、脱退手当金の支給を意味する「脱」の欄に丸印が記されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に誤りも無い。

また、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和48年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、退職時に同僚から、「今は、脱退手当金をもらわない方がいい。」と言われたと供述しているところ、当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」が押印されている上、オンライン記録により、当該同僚の脱退手当金は、昭和48年2月13日に支給決定されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 5 日から 37 年 7 月 15 日まで
② 昭和 37 年 7 月 17 日から 38 年 7 月 6 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 6 日から 45 年 2 月 16 日まで

平成 15 又は 16 年頃、年金の知らせが届き、申立期間が脱退手当金で処理されていることを初めて知った。しかし、当時のことを思い出してみたが、受け取った覚えが全く無い。A 株式会社を退職（昭和 45 年 2 月 16 日）の 2 日後に私は、夫の B 市 C 町の社宅に結婚（式は同年 10 月 * 日）のため転居している。同年 5 月 8 日に脱退手当金が支給されているという記録が残されているとの話だが、納得がいかない。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 株式会社、E 株式会社及び A 株式会社の各事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が、各々、確認できる。

また、最終事業所である A 株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 45 年 2 月 16 日）から約 3 か月後に脱退手当金の支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 5 月 26 日まで
今回、年金事務所に出向いて、A株式会社、株式会社B、そして、C株式会社が脱退手当金で処理されていたことを知った。私は、確かに、友人の勧めで脱退手当金を受給したが、C株式会社に就職する前に受け取ったと記憶している。株式会社Bを退職した後、脱退手当金の話聞いて、手続をして受け取った。その後、その友人とC株式会社に入り一緒に働いた。その友人も3年前に急死してしまい、証言がもらえなくなってしまったが、私は、嘘は言っていない。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bを退職後、友人から脱退手当金の話聞き、同社及びA株式会社に係る期間について受給手続をした記憶があるとしているところ、オンライン記録上、申立期間も含めて脱退手当金が支給されたことになっている上、両方の期間を基礎とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 48 年 5 月 26 日）の約 5 か月後支給決定（昭和 48 年 10 月 19 日）されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金支給決定日の約 1 か月前の昭和 48 年 9 月 28 日に、申立人の、C株式会社における厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消処理が行われていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

そのほかに、申立期間について、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年4月1日まで
② 昭和20年11月1日から21年10月7日まで

申立期間①については、A学校（B区）を卒業してすぐにC株式会社D工場（現在は、E株式会社）に入社した。また、申立期間②については、同社からF（B区G地）に出向し、H業務をしていた。

以上のおり、昭和17年から定年退職した平成元年まで一貫して同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずである。

第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はC株式会社D工場に継続して勤務していたと主張しているが、E株式会社は、「申立人の退職当時の担当者が記したメモによると、申立人の入社日は昭和19年4月1日と記入されている。」と回答していることから、当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立人が保管する昭和27年5月8日に再交付された厚生年金保険被保険者証により、申立人の資格取得日は19年4月1日であることが確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、同日に資格を取得した24人（申立人を含む）は、厚生年金保険被保険者記号番号を連番で取得していることが確認できる。

さらに、当該期間、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間②については、適用事業所名簿及びE株式会社のホームページにより、C株式会社は、昭和20年当時、I株式会社として改称していることが確認できるところ、I株式会社J工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人が19年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記載のあるページとその前のページにおいて、被保険者記録が申立人を含め60人確認できるところ、申立人と同日（昭和20年11月1日）に被保険者資格を喪失している同僚は32人確認できる。

また、前述の同僚のうち申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日が同じ同僚二人（いずれも昭和4年生まれ）は、「申立人のことは覚えている。昭和20年11月頃会社は一旦解散したために、解雇となった。」と供述していることに加え、別の同僚（昭和3年生まれ、資格取得日は17年4月2日、同喪失日は20年11月1日）は、「昭和20年11月頃に、会社から休職するように言われ、田舎であるK地に戻った。その後、約1年後にC株式会社に復職した。」と供述している。

さらに、前述の供述が得られた同僚3人は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により、昭和21年5月1日、同年10月7日及び22年4月1日付けで、それぞれ申立人と同様、I株式会社J工場において、再度厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、また、回答が得られなかった別の同僚の一人は、C株式会社D工場（又は、I株式会社J工場）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月と同月である20年11月17日に、別の事業所（L市）において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間②にI株式会社J工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない。

なお、申立人は、申立期間②は、F（現在は、M株式会社）に出向していたと主張しているところ、E株式会社は、「資料が無いため、申立人を在籍のまま出向させたかどうかについては不明である。現在はFの関係会社への出向は無い。」と回答している。

3 このほか、E株式会社は、両申立期間について、当時の賃金台帳等が無いため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかについては不明であると回答しているほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 58 年 7 月まで
③ 昭和 60 年 1 月

昭和 56 年 6 月頃から株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入が同年 10 月からになっているため、申立期間①の被保険者記録が無い上、申立期間②の同社での実際の給与額に比べて標準報酬月額が低い。また、B社（現在は、C株式会社）での勤務期間の中で、申立期間③は、実際の給与に比べて標準報酬月額が低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 56 年 6 月頃に株式会社Aに入社した。」と主張しているところ、申立人が保管する預金通帳の給与振込の記録によれば、同年 7 月 15 日から、同社より給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人は同年 6 月頃から同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格の取得日は昭和 56 年 10 月 6 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日であることが確認できる。

また、申立人と同日に、申立人と同じ標準報酬月額 8 万円で株式会社Aに係る被保険者資格を取得した同僚が、「私も入社後 3 か月経過後に資格取得している。」と供述している上、D市が発行した国民健康保険税の納税通知書兼領収書によれば、申立人は昭和 56 年度第 2 期分（56

年7月から同年9月まで)の国民健康保険税を納付していたことが確認できることから、56年9月までは申立人が政府管掌健康保険に加入していない可能性が高く、厚生年金保険にも加入していなかったことが推認される。

さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「当時の給与振込の記録によれば、標準報酬月額を上回る給与が振り込まれている。」と主張しており、当該振込記録によれば、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る給与が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aにおいて申立人と同じ昭和56年10月6日付けで同額の標準報酬月額で被保険者資格を取得し、57年10月以降も被保険者資格が継続している女性従業員8人について標準報酬月額の推移を確認したところ、同年8月の随時改定、又は同年10月の定時決定時に増額処理された者が3人、全く変更されなかった者が5人確認できることから、同社においては、入社後一律に標準報酬月額の増額改定がなされていなかったことがうかがえる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得していた当時の同僚によれば、「実際の給与は手取りで10万円以上もらっていた。」「標準報酬月額は実際の給与より低かった。」と申立人と同様の供述をしていることから、株式会社Aでは、実際に支払っていた給与より低い標準報酬月額を届け出していたことがうかがえる。

なお、商業登記簿によれば、株式会社Aは、平成21年3月*日に破産手続が開始されていることが確認でき、当時の事業主は「当時の給与は、基本給に歩合給が加算されていた。」と供述している上、当時の経理担当の取締役は、「給与からの保険料控除は、記録上の標準報酬月額に見合う額だった。」と供述しているが、標準報酬月額の改定の経緯について確認することができなかった。

- 3 申立期間③について、申立人は当該期間の給与振込を確認できる金融機関の預金通帳を保管しており、「昭和59年8月から60年1月までB

社に勤務したが、勤務期間の中で、60年1月分の給与は、記録上の標準報酬月額14万2,000円を大幅に超えているので、同月の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する退職給与明細書（B社F課発行）によれば、退職時（昭和60年1月）の社会保険料控除金として「10,153円」と記載されているが、この金額は、標準報酬月額14万2,000円に、当時の厚生年金保険料率（9.3%：本人負担分4.65%）及びG組合の保険料率（7%：本人負担分2.5%）で算出された保険料の合計額と一致することが確認できることから、昭和60年1月の厚生年金保険料は標準報酬月額14万2,000円に見合う保険料額であったものと推認される。

また、オンライン記録によれば、申立人と同じ昭和59年8月1日にB社に係る被保険者資格を取得し、取得時の標準報酬月額が14万2,000円だった者のうち、60年1月時点で増額改定された者は無く、増額改定は同年8月の随時改定で行われていることが確認できる。

なお、C株式会社は、「当時の人事資料は現存しておらず、不明である。」と供述している上、複数の同僚も「標準報酬月額の決定の経緯等は不明。」と供述していることから、標準報酬月額の改定等の経緯については不明である。

- 4 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、当該標準報酬月額の処理において、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理は見られない。

また、申立人が所持していた給与振込額が記載された預金通帳の写しによれば、申立期間②について株式会社Aからの給与振込が、申立期間③についてB社からの給与振込が確認できるが、基本給、残業手当、歩合給の具体的な金額、基本給の改定時期や所得税等の控除額が不明であるなど、不確定要素が多いため、当該振込額から厚生年金保険料を正確に算定することは困難である。

このほかに、申立期間②及び③において申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月21日から同年8月20日まで
② 昭和58年10月30日から59年4月11日まで

A株式会社の事業主として、両申立期間とも継続して勤務し途中で脱退したことは無いのに、年金事務所の記録では、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和57年2月21日（A株式会社が最初に健康保険厚生年金保険の適用事業所でなくなった日）以後は、健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を提出し、同日から59年2月20日までの2年間について、健康保険任意継続被保険者となっていることが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。

なお、当該事業所において昭和57年2月21日付けで被保険者資格を喪失した被保険者（申立人を含む）32人を調査したところ、このうち、28人は、申立人と同様に同日から健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、当時の同僚11人に照会したところ、6人から回答があり、このうち4人は、「社会保険の脱退手続及び健康保険、厚生年金保険の任意継続被保険者の手続等は、事業主である申立人が行った。」と回答している。

さらに、当該事業所担当の社会保険労務士は、既に亡くなっており、

当時の社会保険事務手続についての供述を得ることができない上、担当の公認会計士も、「事務手続については、社会保険労務士に一任し、銀行取引等経営上の諸問題については指導していた。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、第4種被保険者の資格喪失日である昭和58年10月30日から59年2月20日までの期間は、前述のとおり健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、第4種被保険者の資格喪失日（昭和58年10月30日）以後、A株式会社が再び健康保険厚生年金保険の新規適用事業所（昭和59年4月11日）になるまでの期間について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録は無く、厚生年金保険料の控除も確認することができない。

3 このほか、申立人の両申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料も無い上、雇用保険の被保険者記録は無いことから、当該期間の勤務実態については不明であり、また、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 16 日から 48 年 9 月 1 日まで
② 昭和 57 年 2 月 21 日から 59 年 4 月 11 日まで

A 株式会社の事業主の妻として、社会保険労務士及び公認会計士にお願いしながら、給与関係、一般経理等を担当していた。このため、両申立期間とも継続して勤務し途中で脱退したことも、任意継続被保険者になったことも記憶に無いが、年金事務所の記録では、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が全て無い期間と、一部の期間については任意継続被保険者期間になっていることが分かった。調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 株式会社昭和 45 年 1 月 1 日付けで資格を取得し、47 年 3 月 16 日に資格を喪失するまで 2 年 2 か月間勤務しているものの、同年 4 月 20 日に健康保険被保険者証を返納している上、48 年 9 月 1 日付けで当該事業所に再取得するまでは被保険者記録が無いことが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。

また、当該事業所に係るオンライン記録に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は無く、前後の期間の健康保険証の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 2 月 21 日（A 株式会社が最初に健康保険厚生年金保険の適用事業所でなくなった日）以後は、健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を提出し、同日から 59 年 2 月 20 日までの 2 年間について、健康保険任意継続被保険者となっていることが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。

なお、当該事業所において昭和 57 年 2 月 21 日付けで資格を喪失した

被保険者（申立人を含む）32 人を調査したところ、このうち、28 人は、申立人と同様に同日から健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、当時の同僚 11 人に照会したところ、6 人から回答があり、このうち4人は、「社会保険の脱退手続及び健康保険、厚生年金保険の任意継続被保険者の手続等は、事業主が行った。」と回答している。

さらに、当該事業所担当の社会保険労務士は、既に亡くなっており当時の社会保険事務手続についての供述を得ることができない上、担当の公認会計士も、「事務手続については、社会保険労務士に一任し、銀行取引等経営上の諸問題については指導していた。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険についても、昭和 57 年 2 月 21 日までの当該事業所における被保険者期間は 127 か月あり、厚生年金保険の老齢年金の受給権(35 歳以後の期間が 15 年)を確保するため、同日から 6 か月以内に第 4 種被保険者(任意継続被保険者)の資格取得の申出をし、同年 8 月 20 日から 58 年 10 月 30 日まで(14 か月)は、第 4 種被保険者になっていることが、申立人の第 4 種被保険者原票及びオンライン記録から確認できる。

なお、前述の 32 人の被保険者のうち、申立人と同様に、資格喪失後 6 か月以内に申出をし、厚生年金保険の第 4 種被保険者になった人は 13 人おり、このうち、申立人と同じ昭和 57 年 8 月 20 日付けで被保険者になっている人は 11 人いることが、当該同僚に係る第 4 種被保険者原票及びオンライン記録からも確認できる。

また、申立人は、第 4 種被保険者の資格喪失日（昭和 58 年 10 月 30 日）以後、当該事業所が、再び健康保険厚生年金保険の新規適用事業所（59 年 4 月 11 日）になるまでの期間は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録は無い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料も無い上、雇用保険の被保険者記録は無いことから、当該期間の勤務実態については不明であり、また、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 3 日から 33 年 4 月 12 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間は、A市（現在は、B市）の「C」というD店に勤務していた。当該事業所には、住み込みの女性従業員が 10 人余りいた。近くに新しいD店が開業し、当該事業所の営業内容が変わったので退社したが、その際に、担当の者から年金に関する大事な書類だと言われて 10 センチ四方の白い紙を渡された記憶があるので厚生年金被保険者期間があるはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立事業所はA市にあった「C」というD店であったと主張しているが、オンライン記録の検索及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿には該当する事業所は見当たらない上、E団体は「昭和 62 年以前については関係資料が保管されていないため申立事業所の登録について確認できない。」と回答している。

また、F商工会議所から紹介された、申立事業所の所在地近隣の商店に照会したところ、「申立事業所が所在したと思われる場所は 2 回ほど火事があり、焼失した家屋も多く古い建物は残っていない。申立ての事業所については記憶が無い。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している 3 人の同僚については、オンライン記録において該当者が確認できない上、申立人は、事業主の氏名を記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6682 (事案 2709、4232、5255 及び 5256 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 56 年 4 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 10 月 10 日から平成 6 年 10 月 9 日まで

申立期間①については、A区B地にあるC株式会社に勤務した。申立期間②については、D区の有限会社Eに勤務した。申立期間③については、D区の株式会社Fに勤務した。新たな証拠等はないが、全ての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、前回までの申立てについての判断に納得できない。年金手帳を失くしてしまったため申立事業所には新規の番号で加入した。申立期間③については、G地の番号「*」で加入したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) 雇用保険の被保険者記録は確認されず、商業登記簿謄本及びH団体への照会においても当該事業所が確認できない上、申立人は事業主の名前及び同僚を記憶していないことから照会をすることができなかったこと、ii) オンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できなかったこと、申立期間②については、i) オンライン記録において申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、事業主は、「申立人は、申立期間に勤務していたが、事業所は設立当初から業績が悪く、厚生年金保険を含む社会保険の適用事業所の届出をしていない。」と供述していること、ii) 申立人は、同僚の名前を記憶していないことから同僚照会をすることができず勤務の実態を確認できないこと、申立期間③については、i) 事

業主は「申立期間当時、勤務者の中には厚生年金保険料を含む社会保険料を給与から控除されることにより手取額が少なくなることを嫌う例があったことから、入社時に厚生年金保険被保険者資格の取得を任意に選択させていた。」旨を供述している上、同僚二人は「当該事業所は、厚生年金保険の被保険者資格の取得は、任意加入であった。」旨を供述していること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、社会保険事務所（当時）の記載に不自然さも見られないことのほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月18日付け、同年10月6日付け及び23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間①及び②について、申立人から新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間③については、申立人から申立事業所を住所とする運転免許証の提出がされているが、当該資料から申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できても、厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳に手書きで「*」と記載されていることから、申立人は、申立人に付与された厚生年金保険の記号番号であると主張していることについて、前回までの調査で、同記号番号はG地I社会保険事務所（当時）が割り振られた記号番号と確認できるが、同事務所は払出しをしておらず「該当する被保険者が存在していない。」と回答しているところ、今回の調査で、同記号番号は、Jの番号と同じであることが判明した。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 6 日から平成 19 年 8 月 1 日まで
昭和 31 年から有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、源泉徴収票に記載されている支払金額に比べて国の記録の標準報酬月額が低いのではないかと思うところがあるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違を主張しているが、有限会社Aの当時の代表取締役は、平成 14 年よりも前の給与明細書等の資料については保存されておらず確認できないが、申立期間当時の申立人の報酬月額は正しく届け出ており、保険料は届け出た標準報酬月額に基づき控除していたと回答している。

また、有限会社Aは昭和 47 年から社会保険関係の届出については社会保険労務士事務所に委託しているところ、同事務所では平成 18 年より前の書類は保存されていないが、同社の届出については適正に行っているとしている。

さらに、複数の同僚は、有限会社Aに係る厚生年金保険の記録について疑問に感じるところはないと供述している上、申立人から提出のあった平成 14 年 1 月から 19 年 7 月までの各月の給与明細書及び 16 年から 18 年までの間に支給された賞与に係る明細書、事業所から提出のあった 15 年に支給された賞与に係る明細書それぞれに記載されている報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額と一致することが確認できる。

加えて、申立人から源泉徴収票の提出があった期間のうち、昭和 44 年

から平成 13 年までについては、給与明細書等の資料が無く、毎月の給与支給額を確認することができない上、記載されている社会保険料等の額は、おおむねオンライン記録の標準報酬月額に基づいた社会保険料額に一致する。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 26 日から 12 年 10 月 1 日まで
日本年金機構から「年金加入記録のお知らせ」が来たが、申立人である私の夫の記録が誤っていることを知った。A株式会社に勤務していた平成 10 年 1 月から 12 年 9 月までの標準報酬月額と比べて、実際に夫から受け取っていたその当時の給与の方が多かったので記録がおかしい。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)のオンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 10 年 1 月 26 日から 11 年 10 月 1 日までは 44 万円と記録されているところ、11 年 8 月 17 日付けで、10 年 1 月まで遡って 20 万円に引き下げられ、11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までは 11 年 10 月 1 日の定時決定により標準報酬月額が 20 万円となっていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が前述の遡及訂正処理時において当該事業所の代表取締役となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る滞納処分票により、同社は平成 9 年度から保険料の滞納が始まり、分割納付を行っているものの、最終的に 15 年 3 月 25 日に保険料の納付ができないことから、不納欠損処分となっていることが確認でき、申立期間当時、同事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認できるとともに、社会保険事務所との折衝に

申立人が当たっていたことが記録されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち平成 12 年 1 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人の妻は「申立期間当時は株式会社 B から給与を頂いていたので、A 株式会社の給与と合わせれば、記録にある標準報酬月額よりも高かった。」と主張しているが、株式会社 B において申立人は 10 年 1 月 26 日に資格喪失しているとともに、同社は申立人が資格喪失日した同日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、A 株式会社が決算書の作成や法人税申告等を委託していた C 所が提出した申立人の「平成 12 年分の所得税の確定申告書」の社会保険控除額（平成 12 年 1 月から同年 12 月まで）を検証すると、当該社会保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額である 20 万円に見合った厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額の合計額に一致する。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として平成 12 年 1 月から同年 9 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年4月1日まで
昭和25年か26年頃に、A市のB株式会社に就職し、29年9月まで正社員として勤務していたが、日本年金機構の記録では、28年4月1日から29年9月30日までの期間だけ被保険者期間となっており、その前の期間は被保険者期間となっていない。年金事務所から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは26年4月1日と説明を受けたので、空白期間のうち、26年4月1日から28年4月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年4月1日であると年金事務所から説明を受けたので、25年秋頃から同社に勤務していた夫の厚生年金保険被保険者期間は、26年4月1日からだと思う。」と主張している。

しかしながら、B株式会社の厚生年金保険の適用状況を確認したところ、オンライン記録及び事業所名簿では、当該事業所の新規適用は昭和26年4月1日となっているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、28年4月1日に、事業主を含む17人が被保険者資格を取得していることが確認でき、健康保険証番号1番から連番である上、当該事業所において26年4月1日に資格を取得した被保険者に関する記録は確認できない。

また、申立人及び多数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及

び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における資格取得日は、いずれも昭和 28 年 4 月 1 日であることが確認できることから、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、26 年 4 月 1 日ではなく 28 年 4 月 1 日であったものと推認される。

さらに、当該事業所は、「申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除については、当時の資料の保存が無く不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6689 (事案 1426 及び 4351 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 1 日から 24 年 3 月 15 日まで
A 株式会社には、昭和 22 年 10 月に B 株式会社を退職直後の同年 10 月に友達の紹介で入社しており、在職中は厚生年金保険に加入していたと思われるので、第三者委員会に申立期間の被保険者記録の訂正を申し立てたが、申立ての事実が確認することができないとの理由で申立ては認められなかった。また、再申立ても、新たな資料等は何も無いとして認められなかった。

今回、昭和 22 年 11 月 1 日入社と記載された在職証明書が見つかったので、改めて申立てを行うので、認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が提出した A 株式会社からのものとして昭和 28 年 6 月 27 日付けの申立人の (5 年) 勤続表彰状から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務したことが推認できるが、同事業所は申立人の申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失届出、保険料の納付等については不明であるとしていること、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立事業所のものと認められる健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも 24 年 3 月 15 日であることが確認できること、同時期に申立事業所に勤務していたと思われる複数の同僚は、申立事業所での在籍を供述しているが、その時期、期間等は不明としており、申立内容の確認ができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、申立人は、「前回の申立ての際に第三者委員会に提出している当該事業所の勤続表彰状からも申立期間に勤務していたことは明らかなので、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。」として再申立てを行っているが、新たな資料の提示が無い上、当委員会において再度確認したところ、同事業所の昭和 28 年 7 月当時の就業規則において、「会社は就職を希望する者に対して必要に応じて選考を行い、1 年以内の契約期間を定め、臨時員として採用する。」と規定されていることから、同事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれることなどとして、平成 22 年 10 月 5 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和 22 年 11 月 1 日入社と記載された 31 年 8 月 21 日付けの在職証明書が見つかった。」として、再調査を希望し再々申立てを行っている。

そこで、同事業所に当該在職証明書について照会したところ、「在職証明書は本人からの要求に応じて発行されているものであり、当時も発行されていたと推測はできるが控え等もなく断定できず、当社で発行したものかどうか不明。」と回答しているが、当該在職証明書の用紙は「A株式会社 31. 1. 100」と記載されていることから、同事業所において当時使用されていたものと考えられ、添付されている C 校（現在は、D 大学）の卒業証明書について、その証明日が在職証明書発行日の前日になっていることを踏まえると、当該在職証明書は、同事業所発行のものと同様に認められるものの、申立期間の勤務については、当初の申立て及び再申立ての際にも当委員会において、期間は特定できないものの推認してきたところであり、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

一方、当委員会において改めて同僚照会を行ったところ、一人から「申立人は、自分が入社した昭和 22 年 10 月 16 日の数日から数週間後に入社した。」との供述が得られたが、同人を含む 4 人について、自身の入社日の供述と厚生年金保険の資格取得日の間に 6 か月から 24 か月の相違があることから、申立期間当時、同事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月16日から39年10月15日まで
② 昭和39年11月1日から42年8月28日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A株式会社と株式会社Bでの被保険者期間は、脱退手当金を受給した記録となっていると説明を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年10月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前のC団体の被保険者期間(昭和34年1月に厚生年金保険から後述のD団体に移管)及びD団体の組合員期間については、退職一時金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。